

発 生 日	2017/4/3 及び 2017/4/7
発 生 場 所	三重県
一 般 名 称	コースター
事 故 の 概 要	4月3日及び7日、コース頂部付近で乗客を乗せた車両が約15分間及び12分間停止した。
調 査 の 状 況	<p>○昇降機等事故調査部会において調査を実施。部会委員等による現地調査、国土交通省によるヒアリング調査を実施。</p> <p>○発生状況</p> <p>①2017/4/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10時55分 車両がプラットホーム手前で停止したため、ブロック制御が作動し、後続車両が巻上頂部付近(高さ約30m)で待機状態となり停止した。 ・ 11時10分 巻上装置を手動操作に切替えて復旧させ、車両は通常通り走路を走行し、プラットホーム手前で停止した。 ・ 11時15分 乗客7名を降ろした。なお、乗客には人的被害は無かった。 <p>②2017/4/7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10時 車両がプラットホーム手前で停止したため、ブロック制御が作動し、後続車両が巻上頂部付近(高さ約30m)で待機状態となり停止した。 ・ 10時12分 巻上装置を手動操作に切替えて復旧させ、車両は通常通り走路を走行し、プラットホーム手前で停止した。 ・ 10時15分 乗客4名を降ろした。なお、乗客には人的被害は無かった。 <p>○現地調査等により得られた情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追突防止のため、ブロック制御のシステムにより、次のブロックに先行車両が存在する場合、車両は手前のブロックで停止する。 ・ プラットホーム手前までの走行ゾーンのブロックに車両がある場合、コース頂部に巻上げられた車両は、追突防止のためのブロック制御により頂部で停止する構造となっている。 ・ ①については、プラットホーム手前のブロックで車両保持装置に不具合が発生した。 ・ ②については、プラットホーム手前のブロックから、プラットホームに車両が移動していたが、移動を検知するセンサーが車両の揺動を検知し、その後、次のブロックに車両が移動したにも関わらずそのブロックに車両が存在すると認識していた。 ・ 当該機種オープンまでの試運転は、約1.5か月間、2,619回行われ、各装置は正常に機能することは確認されていた。 <p>○原因</p> <p>① プラットホーム手前のブロックで車両保持装置の不具合により車両が停止した。このため、追突防止のためのブロック制御が作動して次の車両が頂部で停止した。</p> <p>② プラットホーム手前のブロックから、プラットホームに車両が移動するときに、一旦停止した際の揺動をセンサーが検知した。ブロック制御システム上は、そこに車両が存在すると認識し、ブロック制御システムの動作によって車両が頂部で停止した。なお、①も同様の事象が発生していた可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの場合も、追突防止のためのブロック制御が働いたためであり、安全装置は正常に機能していた。 <p>○再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両保持装置のエアシリンダーを補修し、日常点検において、空気漏れをチェックすることとした。 ・ ソフトウェアにフィルタイマーを設置し、実際の車両位置とブロック制御システム上の車両位置が整合するようにした。 ・ 当面、車両の運行間隔を広げ、ブロック制御システムが作動しても車両が頂部で停止しないようにすると共に、係員を増員する。
	調査終了